～病気やけがで障がいが残ったら～

障害基礎年金を知っていますか？

国民年金加入中や20歳前の病気やけがによって障がいが残り、障害基礎年金の等級表（１、２級）に定める障害状態の場合に受け取ることができる年金です。

【障害基礎年金を受けるための要件】

■初診日

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日）があること。

※20歳前や60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日がある時も含みます。

■納　付

①初診日がある月の前々月までの公的年金加入期間の３分の２以上の期間について、保険料を納付または免除されていること。

②初診日において65歳未満であり、初診日がある月の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと。

■障害認定

障害基礎年金の等級表の１級または２級の障害の状態になっていること。または、障害認定日(※)には該当しなかったが、65歳の前日までに障害の状態になった時。

(※)障害認定日とは、病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から原則として１年６カ月を経過した日、または１年６カ月以内に症状が固定した日。

問い合わせ先：苫小牧年金事務所　☎３７－３５００
町民サービス課　国保年金係　☎８２－２３２５

消費生活豆知識

突然訪問し住宅修繕に火災保険が使えると契約を迫る事業者にご注意ください

【事 例】近くを通り掛かったという業者が訪問し「今撮影した」という外壁の写真を見せられた。「早く直した方がよい。損害保険を使って自己負担なくできる。手続きもサポートする」と言われ「保険申請サポート」と「住宅修繕」の契約をしたが、保険金の対象にならなかった。解約を申し出ると高額なキャンセル料を請求された。

◆保険の対象となるかどうかは保険会社の判断です。業者が断定することはできません！まずは自身が契約している保険会社に相談しましょう！

◆損害保険の請求はご自身で簡単に行うことができ手数料もかかりません。

◆事業者に言われるがまま、うその理由で保険金請求をすると知らぬ間に詐欺に加担することになりかねません。



・解約を申し出ると高額なキャンセル料の請求を受ける場合があります。即決せず十分に契約内容を確認し検討してください。

・契約締結前に修繕について複数事業者へ相見積もりを取り「必要性と費用」を検討、保険の申請をする際は自身で保険会社へ問い合わせてください。

・訪問販売、電話勧誘販売で契約した場合、クーリングオフ（無条件解約）ができる可能性があります。【参考】一社）日本損害保険協会 HP「住宅修理などに関するトラブルに注意」

警察相談 ☎#9110（24 時間対応） / 消費者ホットライン☎188（最寄りセンターに着信します）

相談 問い合わせ先　町民サービス課　町消費生活センター　☎82－2265